

平成17年2月期 第三級陸上特殊無線技士 試験問題

法規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法

規

〔1〕 免許人が、無線設備の変更の工事の許可を受けた後、許可に係る無線設備を運用するためには、総務省令で定める場合を除き、どのようなことが必要か、次のうちから選べ。

1. あらかじめ運用の許可を受けなければならない。
2. 検査に合格した後、運用開始の期日を届け出なければならない。
3. 当該工事の結果が許可の内容に適合している旨を届け出なければならない。
4. 検査を受け、当該工事の結果が許可の内容に適合していると認められなければならない。

〔2〕 無線局の免許状に記載される事項でないものは、次のどれか。

1. 空中線電力
2. 無線局の種別
3. 運用許容時間
4. 工事落成の期限

〔3〕 電波法に規定する「無線設備」の定義は、次のどれか。

1. 無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
2. 無線電信、無線電話その他電波を送るための通信設備をいう。
3. 無線電信、無線電話その他の設備をいう。
4. 電波を送るための電氣的設備をいう。

〔4〕 次の文は、無線従事者になろうとする者に関する電波法の規定であるが、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線従事者になろうとする者は、総務大臣の を受けなければならない。」

1. 免許
2. 許可
3. 承認
4. 登録

〔5〕 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、空中線電力100ワット以下の陸上の無線局の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる周波数の範囲は、次のどれか。

1. 21メガヘルツ以上
2. 1,215メガヘルツ以上
3. 4,000キロヘルツ以上
4. 25,010キロヘルツ以上

〔6〕 無線従事者がその免許証の訂正を受けなければならないのはどのような場合か、次のうちから選べ。

1. 上級の資格の免許を受けるとき。
2. 本籍の都道府県を変更したとき。
3. 氏名に変更を生じたとき。
4. 住所を変更したとき。

法

規

〔7〕 無線通信の原則として無線局運用規則に規定されているのは、次のどれか。

1. 無線通信は長時間継続して行ってはならない。
2. 無線通信を行う場合においては、略符号以外の用語を使用してはならない。
3. 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
4. 無線通信は有線通信を利用することができないときに限り行うものとする。

〔8〕 臨時検査（電波法第73条第4項の検査）が行われる場合は、次のどれか。

1. 無線局の再免許が与えられたとき。
2. 無線従事者選解任届を提出したとき。
3. 無線設備の変更の工事を行ったとき。
4. 臨時に電波の発射の停止を命ぜられたとき。

〔9〕 無線従事者の免許を取り消されることがある場合は、次のどれか。

1. 免許証を失ったとき。
2. 電波法に違反したとき。
3. 日本の国籍を有しない者となったとき。
4. 引き続き6か月以上無線設備の操作を行わなかったとき。

〔10〕 無線局が非常通信を行ったとき、電波法の規定により免許人がとらなければならない措置は、次のどれか。

1. 地方防災会議会長に報告する。
2. 非常災害対策本部長に届け出る。
3. 総務省令で定める手続により承認を受ける。
4. 総務省令で定める手続により総務大臣に報告する。

〔11〕 無線局の免許がその効力を失ったとき、免許人であつた者がその免許状についてとらなければならない措置は、次のどれか。

1. 直ちに廃棄する。
2. 1か月以内に返納する。
3. 適当な時期に返送する。
4. 2年間保管する。

〔12〕 無線局の免許状を失ったとき、免許人がとるべき措置として正しいものは、次のどれか。

1. 免許状の再交付を申請する。
2. 無線局の免許の申請をする。
3. その旨を総務大臣に報告する。
4. 速やかに総務大臣の指示を受ける。